

放射性同位元素の輸出確認証の交付要領

17科原安第124号
平成17年12月15日
文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室長
平成24年3月30日一部改正
平成24年9月19日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年3月1日一部改正
平成26年10月14日一部改正
平成30年3月26日一部改正
令和元年9月1日一部改正

平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号に基づく、放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付は以下により行う。

記

1 申請書

（別紙様式第1）1部

（別紙様式第2）1部

2 提出先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

3 提出時期

輸出予定日の30日前まで。

なお、輸入国との調整を要するため、確認証の交付までの審査期間が長くなる場合がある。

4 申請者の資格

次のいずれかに該当する者。

- ・放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下単に「法」という。）第3条第1項本文の許可を受けた者及び法第3条の2第1項本文の届出をした者（以下「許可届出使用者」という。）
- ・法第4条第1項本文の規定により販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）及び同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）
- ・法第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は法第27条第1項若しくは第3項の規定により届出をしなければならない者（以下「許可取消使用者等」という。）

5 添付書類

- (1) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し
- (2) 次のいずれかの書類
 - ・法第9条第1項の許可証の写し又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下単に「規則」という。）第3条第1項の届書の写し
 - ・規則第6条第1項の届書の写し
- (3) 申請理由書（放射性同位元素の悪意ある利用等を目的とした移転でないことの説明を含む。）
なお、確認書の交付に当たり必要があると認めるときは、(1)～(3)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

6 確認証の交付基準

以下の要件のすべてに該当する者に対して、（別紙様式第3）により確認証を交付する。ただし、申請に係る放射性同位元素が悪用されるおそれがある場合はこの限りでない。

- (1) 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可取消使用者等が、許可証又は届書に記載された種類の放射性同位元素を輸出するものであること。
- (2) 輸出の数量が、許可証若しくは届書に記された数量を超えない又は届書の添付書面に記載された年間販売予定数量又は最大貸貸予定数量と整合する*ものであること。
- (3) 輸入国の承認又は確認が得られること。
- (4) 申請に係る放射性同位元素の受領者が、当該受領者の属する国の法令により、当該放射性同位元素を受領し、所有することについて認められている者であること。
- (5) 申請に係る放射性同位元素の受領者が属する国において、放射性同位元素について適切な規制が行われていること。

※ 年間販売予定数量又は最大貸貸予定数量を超える場合は申請時にその旨の連絡を依頼する。

7 確認証の交付者

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房安全規制管理官（放射線規制担当）

8 輸出に先立ち確認証の交付者が確認を要する、被交付者に関する事項

確認証の交付者が輸出に先立って相手国に対して通知をする必要があるため、被交付者に、確認証ごとに、輸出の日の10日前までに、以下の事項について確定した情報を、確認証の交付者宛て書面にて連絡を依頼する。

- ・輸出実施予定日
- ・輸出する放射性同位元素の総放射能
- ・貨物を識別できる特殊な識別物（可能であれば）

その他の申請事項の変更については原則確認証の再交付が必要なため、変更があり次第速やかな連絡を依頼する。

輸出する放射性同位元素の種類及び数量（注1）	
輸出する放射性同位元素の用途	
輸出する放射性同位元素の金額	
放射性同位元素の輸出の予定時期	
輸出する放射性同位元素の輸出の目的	
備考	

注 放射性同位元素が機器に装備されている場合はその旨及び当該機器の名称を併せて記載すること。

(別紙様式第2)

Date

Director, Division of Regulation for Radiation
Radiation Protection Department
Secretary-General's Secretariat
Nuclear Regulation Authority
(NRA)

Name of Applicant

Application for Export Confirmation of Sealed Radioactive Sources

We hereby apply for the Export Confirmation in accordance with the guideline issued by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology on December 15, 2005.

Name of Exporter	
Exporter's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Exporter	
Exporter's authorization No.	
Importing state	
Name of Customer	
Customer's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Customer	
Facility of Recipient	
Name of Consignee	
Consignee's location and legal address or principal place of business	
Contact person of Consignee	
Radionuclides and radioactivity	
Name of radioactive device for export, if applicable	

Price of exporting radioactive source	
Expected exporting date	
Objective of export	
Remarks	

殿

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房
安全規制管理官（放射線規制担当） 印

放射性同位元素の輸出確認証

年 月 日付け貴文書により申請のあった標記の件について、平成17年12月15日付け
輸出注意事項17第34号に基づき、下記のとおり交付します。

記

輸出を行う者の氏名又は名称	
輸出を行う者の住所	郵便番号(-) 都道府県 電話番号(-)
輸出を行う者の連絡先	氏名 所属() 電話番号(-)
輸出を行う者の許可番号 又は届出番号	
輸出先国	
経由地	
買主の氏名又は名称	
買主の住所	
買主の連絡先	
受領する場所	
荷受人の氏名又は名称	
荷受人の住所	
荷受人の連絡先	

輸出する放射性同位元素の種類及び数量	
輸出する放射性同位元素の用途	
輸出する放射性同位元素の金額	
放射性同位元素の輸出の予定時期	
輸出する放射性同位元素の輸出の目的	
備考	

(注) 輸出に先立って相手国に対して通知をする必要があるため、確認証ごとに、輸出の日の10日前までに、以下の事項について確定した情報を安全規制管理官（放射線規制担当）宛てに書面（様式問わず）にて御連絡願います。

- ・ 輸出実施予定日
- ・ 輸出する放射性同位元素の総放射能
- ・ 貨物を識別できる特殊な識別物（可能であれば）